

Ⅲ 少年鑑別所

1 収容状況

令和2年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は343人で、前年(378人)に比べ35人(9.3%(前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。))減少している。男女別では、男子が310人(構成比90.4%)、女子が33人(同9.6%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりであり、減少傾向にある。

平成23年を100とした指数で見ると、令和2年は、総数(男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。)が40(男子40、女子が38)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成23年	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	
人員	総数	861	830	762	683	613	533	464	447	378	343
	男	775	750	689	621	565	491	425	406	341	310
	女	86	80	73	62	48	42	39	40	37	33
指数	総数	100	96	89	79	71	62	54	52	44	40
	男	100	97	89	80	73	63	55	52	44	40
	女	100	93	85	72	56	49	45	47	43	38

(注) 1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある(以下この結果の概要において同じ。)

2 少年鑑別所の統計表(以下記載を省略。)の1表(少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「20-00-01」。以下統計表番号のみ記載。)参照

2 新収容人員

令和2年における新収容人員は5,197人で、前年(5,749人)に比べ552人(9.6%)減少している。男女別では、男子が4,691人(構成比90.3%)、女子が506人(同9.7%)となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりであり、減少傾向にある。

平成23年を100とした指数で見ると、令和2年は、総数が39(男子が40、女子が37)となっている。

第2表 新収容人員の推移

区分	平成23年	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	
人員	総数	13,189	12,547	11,491	10,194	9,132	8,056	7,109	6,712	5,749	5,197
	男	11,834	11,366	10,382	9,251	8,413	7,397	6,500	6,095	5,176	4,691
	女	1,355	1,181	1,109	943	719	659	609	617	573	506
指数	総数	100	95	87	77	69	61	54	51	44	39
	男	100	96	88	78	71	63	55	52	44	40
	女	100	87	82	70	53	49	45	46	42	37

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置、勾留、鑑別のための少年鑑別所への収容又はその他(引致状等による入所)により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない(用語の解説参照)。

2 1表(20-00-01)参照

3 新収容者の年齢

令和2年における新収容者の人員は4,908人で、前年(5,495人)に比べ587人(10.7%)減少している。男女別では、男子が4,436人(構成比90.4%)、女子が472人(同9.6%)である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年(令和2年)の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数では19歳が28.4%と最も高く、次いで18歳が22.8%、17歳が21.0%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は19歳の28.7%、18歳の23.0%に次いで、17歳が20.8%の順となっている。

女子は19歳の25.2%、17歳の22.9%に次いで、18歳が21.4%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区分	総数	年少			中間			年長					
		少年	13歳以下	14歳	15歳	少年	16歳	17歳	少年	18歳	19歳	20歳以上	
人員	総数	4,912	614	58	215	341	1,726	696	1,030	2,572	1,120	1,392	60
	男	4,436	540	55	183	302	1,550	628	922	2,346	1,019	1,273	54
	女	476	74	3	32	39	176	68	108	226	101	119	6
構成比	総数	100.0	12.5	1.2	4.4	6.9	35.1	14.2	21.0	52.4	22.8	28.3	1.2
	男	100.0	12.2	1.2	4.1	6.8	34.9	14.2	20.8	52.9	23.0	28.7	1.2
	女	100.0	15.5	0.6	6.7	8.2	37.0	14.3	22.7	47.5	21.2	25.0	1.3
前年の構成比	100.0	14.2	1.7	4.7	7.8	36.9	15.6	21.2	48.9	21.1	26.8	1.1	

(注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう(用語の解説参照)。

2 前年の構成比とは、前年(令和元年)の総数に対する構成比である(以下この結果の概要において同じ。)

3 6表(20-00-06)参照

4 新収容者の非行名

令和2年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が75.4%、特別法犯が21.3%、ぐ犯が3.3%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗(24.5%)、傷害(19.2%)、道路交通法(7.8%)の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男女ともに窃盗(男子24.3%、女子26.7%)が最も多く、次いで傷害(男子19.7%、女子14.9%)の順となっている。第3位以降は、男子は道路交通法(8.4%)、詐欺(6.3%)であり、女子は詐欺(11.6%)、ぐ犯(9.7%)の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	4,912	100.0 (100.0)	4,436	100.0	476	100.0
刑 法 犯	3,704	75.4 (77.8)	3,368	75.9	336	70.6
公務執行妨害	27	0.5 (0.5)	24	0.5	3	0.6
放火	22	0.4 (0.5)	16	0.4	6	1.3
住居侵入	82	1.7 (1.4)	79	1.8	3	0.6
強制わいせつ・強制性交等	254	5.2 (4.8)	252	5.7	2	0.4
殺人	32	0.7 (0.3)	29	0.7	3	0.6
傷害	943	19.2 (19.4)	872	19.7	71	14.9
過失運転致死傷	71	1.4 (1.3)	67	1.5	4	0.8
窃盗	1,204	24.5 (27.2)	1,077	24.3	127	26.7
強盗	230	4.7 (2.5)	213	4.8	17	3.6
詐欺	333	6.8 (9.4)	278	6.3	55	11.6
恐喝	219	4.5 (4.7)	199	4.5	20	4.2
暴力行為等処罰に関する法律	41	0.8 (0.5)	34	0.8	7	1.5
その他	246	5.0 (5.4)	228	5.1	18	3.8
特 別 法 犯	1,045	21.3 (19.0)	951	21.4	94	19.7
覚醒剤取締法	68	1.4 (1.5)	43	1.0	25	5.3
道路交通法	381	7.8 (8.0)	371	8.4	10	2.1
毒物及び劇物取締法	2	0.0 (-)	1	0.0	1	0.2
その他	594	12.1 (9.5)	536	12.1	58	12.2
ぐ 犯	163	3.3 (3.2)	117	2.6	46	9.7

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 ()内の数は、前年の構成比である。

3 7表(20-00-07)から9表(20-00-09)まで参照

5 新収容者の入所回数

令和2年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が67.9%、再入者が32.1%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人 員	4,912	3,335	1,021	365	135	56
(構成比)	(100.0)	(67.9)	(20.8)	(7.4)	(2.7)	(1.1)
前年の構成比	100.0	71.0	18.9	6.2	2.3	1.6

(注) 12表(20-00-12)参照

6 新収容者の非行時の身上

令和2年における新収容者の非行時の身上及び構成比は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが30.3%、該当なしが69.5%となっている。男女別では、該当ありの男子が31.4%、女子が20.6%、該当なしの男子が68.4%、女子が79.4%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（19.4%）、2号観察中（8.4%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区 分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	4,912	100.0 (100.0)	4,436	100.0	476	100.0
該 当 あ り	1,490	30.3 (28.0)	1,392	31.4	98	20.6
1 号 観 察 中	951	19.4 (18.0)	898	20.2	53	11.1
2 号 観 察 中	412	8.4 (7.7)	390	8.8	22	4.6
試 験 観 察 中	13	0.3 (0.5)	10	0.2	3	0.6
補 導 委 託 在 宅	94	1.9 (1.5)	80	1.8	14	2.9
刑 執 行 猶 予 中	-	- (-)	-	-	-	-
施 設 在 所 中	20	0.4 (0.4)	14	0.3	6	1.3
該 当 な し	3,414	69.5 (71.8)	3,036	68.4	378	79.4
不 詳	8	0.2 (0.2)	8	0.2	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 13表 (20-00-13) 参照

7 新収容者の居住状況

令和2年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が77.4%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が7.9%、不定が2.8%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子78.6%、女子66.2%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が12.4ポイント低くなっている。その一方で、アパート・下宿・間借り・寮が10.3%（男子7.6%）、施設が5.7%

（男子1.9%）、不定が4.0%（男子2.7%）、同棲が3.6%（男子2.3%）、知人宅が3.4%（男子2.3%）、浮浪が2.9%（男子1.6%）など、他の割合が男子より比較的高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区 分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	4,912	100.0 (100.0)	4,436	100.0	476	100.0
家 族 と 居 住	3,800	77.4 (78.3)	3,485	78.6	315	66.2
同 棲	121	2.5 (2.6)	104	2.3	17	3.6
アパ ー ト ・ 下 宿 ・ 間 借 り ・ 寮	388	7.9 (7.5)	339	7.6	49	10.3
住 込 み	33	0.7 (0.6)	30	0.7	3	0.6
作 業 員 宿 舎	20	0.4 (0.4)	19	0.4	1	0.2
知 人 宅	120	2.4 (2.7)	104	2.3	16	3.4
施 設	113	2.3 (2.1)	86	1.9	27	5.7
不 良 者 の 居 所	38	0.8 (0.6)	31	0.7	7	1.5
浮 浪	85	1.7 (1.6)	71	1.6	14	2.9
旅 館 ・ ホ テ ル	14	0.3 (0.1)	11	0.2	3	0.6
不 定	138	2.8 (2.8)	119	2.7	19	4.0
そ の 他	30	0.6 (0.4)	25	0.6	5	1.1
不 詳	12	0.2 (0.3)	12	0.3	-	0.0

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表 (20-00-17) 参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

令和2年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が37.5%、関係のない者が60.2%となっている。なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係ありの者は、傷害(23.9%)、窃盗(20.6%)、道路交通法(13.9%)の順であるが、不良集団関係なしの者は、窃盗(26.5%)に次いで傷害(16.6%)、同じ構成比で強制わいせつ・強制性交等(7.9%)、詐欺(7.9%)となっている。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、道路交通法(あり67.2%、なし32.3%)、恐喝(あり53.0%、なし45.2%)、強盗(あり50.4%、なし47.8%)においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り						な し		不詳
			不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団				
総 数	100.0 [4,912]	37.5 [1,841]	5.8 [285]	26.3 [1,292]	4.0 [197]	1.4 [67]	60.2 [2,956]	2.3 [115]		
刑 法 犯	100.0	(100.0) (71.9)	35.7	6.1	24.8	3.4	1.4	(100.0) (77.3)	61.7	2.6
公務執行妨害	100.0	(0.5)	37.0	-	33.3	3.7	-	(0.6)	63.0	-
放火	100.0	(0.1)	4.5	-	4.5	-	-	(0.6)	86.4	9.1
住居侵入	100.0	(0.9)	19.5	3.7	11.0	4.9	-	(2.1)	76.8	3.7
強制わいせつ・強制性交等	100.0	(0.9)	6.7	3.1	3.1	-	0.4	(7.9)	92.5	0.8
殺人	100.0	(0.6)	34.4	-	21.9	3.1	9.4	(0.6)	59.4	6.3
傷害	100.0	(23.9)	46.7	8.0	34.0	3.6	1.1	(16.6)	52.0	1.4
過失運転致死傷	100.0	(1.8)	47.9	4.2	38.0	5.6	-	(1.2)	47.9	4.2
窃盗	100.0	(20.6)	31.6	6.8	20.1	3.2	1.4	(26.5)	65.0	3.5
強盗	100.0	(6.3)	50.4	7.0	35.7	6.1	1.7	(3.7)	47.8	1.7
詐欺	100.0	(4.6)	25.5	2.4	16.8	3.6	2.7	(7.9)	70.3	4.2
恐喝	100.0	(6.3)	53.0	7.3	40.2	4.1	1.4	(3.3)	45.2	1.8
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(0.7)	31.7	7.3	19.5	4.9	-	(0.9)	68.3	-
その他	100.0	(4.6)	34.1	4.9	25.2	2.0	2.0	(5.2)	63.0	2.8
特 別 法 犯	100.0	(26.4)	46.5	4.7	33.7	6.7	1.4	(18.3)	51.8	1.7
覚醒剤取締法	100.0	(1.7)	45.6	2.9	30.9	2.9	8.8	(1.3)	54.4	-
道路交通法	100.0	(13.9)	67.2	6.8	43.6	16.3	0.5	(4.2)	32.3	0.5
毒物及び劇物取締法	100.0	(0.1)	0.5	-	1.0	-	-	(0.0)	-	-
その他	100.0	(10.8)	33.3	3.5	27.6	1.0	1.2	(12.9)	64.0	2.7
ぐ 犯	100.0	(1.7)	19.6	6.1	12.3	1.2	-	(4.4)	79.8	0.6
前年の構成比	100.0		32.4	5.9	22.1	3.0	1.3		65.5	2.1

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 []内の数は実人員であり、()内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。

3 21表(20-00-21)参照

9 新収容者の薬物等使用関係

令和2年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者（第9表中の「あり」）は16.3%、使用していない者（同「なし」）は82.8%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は16.1%、女子は19.1%となっており、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は大麻が12.6%、麻薬・あへんが1.6%、覚醒剤が1.2%となっており、大麻が高率となっているが、女子は大麻が9.7%、覚醒剤が5.7%、麻薬・あへんが1.7%となっており、大麻と覚醒剤が高率となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	4,912	100.0 (100.0)	4,436	100.0	476	100.0
あり	803	16.3 (12.3)	712	16.1	91	19.1
麻薬・あへん	78	1.6 (1.2)	70	1.6	8	1.7
大麻	607	12.4 (8.2)	561	12.6	46	9.7
覚醒剤	79	1.6 (1.6)	52	1.2	27	5.7
有機溶剤	6	0.1 (0.1)	4	0.1	2	0.4
指定薬物	2	0.0 (0.1)	2	0.0	-	-
その他	31	0.6 (1.1)	23	0.5	8	1.7
なし	4,066	82.8 (87.0)	3,684	83.0	382	80.3
不詳	43	0.9 (0.7)	40	0.9	3	0.6

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表(20-00-21)参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

令和2年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が57.4%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が28.0%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が37.9%と最も高く、次いで少年院送致が33.0%、試験観察が13.7%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が83.7%と最も高く、次いで検察官送致が56.5%、少年院送致55.5%、児童自立支援施設・児童養護施設送致が50.9%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

審判決定等		総数	保 護 処 分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	その他	
			保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致							
鑑別判定	総数	4,912	1,860	79	1,620	34	111	52	484	671	1	
	保護不要	25	18	-	2	-	-	4	-	1	-	
	在宅保護	1,376	1,152	-	19	2	-	11	38	154	-	
	少年院送致	2,821	649	17	1,567	4	14	12	75	483	-	
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	114	12	58	7	12	-	-	1	24	-	
	保護不適	46	3	-	11	-	26	3	3	-	-	
	その他	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	保留	124	18	-	7	-	29	7	60	2	1	
	判定未了	337	2	1	-	-	23	7	303	1	-	
	その他	38	1	1	6	-	19	8	2	1	-	
構成比	総数	(100.0)	100.0	37.9	1.6	33.0	0.7	2.3	1.1	9.9	13.7	0.0
	保護不要	(0.5)	100.0	72.0	-	8.0	-	-	16.0	-	4.0	-
	在宅保護	(28.0)	100.0	83.7	-	1.4	0.1	-	0.8	2.8	11.2	-
	少年院送致	(0.6)	100.0	17.2	6.9	3.4	55.2	-	-	-	17.2	-
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	(57.4)	100.0	23.0	0.6	55.5	0.1	0.5	0.4	2.7	17.1	-
	保護不適	(2.3)	100.0	10.5	50.9	6.1	10.5	-	-	0.9	21.1	-
	その他	(0.9)	100.0	6.5	-	23.9	-	56.5	6.5	6.5	-	-
	保留	(0.0)	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-
	判定未了	(2.5)	100.0	14.5	-	5.6	-	23.4	5.6	48.4	1.6	0.8
	その他	(6.9)	100.0	0.6	0.3	-	-	6.8	2.1	89.9	0.3	-
その他	(0.8)	100.0	2.6	2.6	15.8	-	50.0	21.1	5.3	2.6	-	

(注) 1 ()内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 28表(20-00-28)参照

11 鑑別の受付人員及び終了人員

令和2年における鑑別の受付人員は11,185人であった。このうち、鑑別の終了人員は受付人員の91.0%に当たる10,182人であった。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別	
		自所収容者	在宅者	その他		矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等		
人員 (構成比)	11,185 (100.0)	5,742 (51.3)	5,535 (49.5)	207 (1.9)	0 (-)	3,845 (34.4)	1,298 (11.6)	2,530 (22.6)	17 (0.2)	1,598 (14.3)

(注) 3表(20-00-03)参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別	
		自所収容者	在宅者	その他		矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等		
人員 (構成比)	10,182 (100.0)	4,737 (46.5)	4,536 (44.5)	201 (2.0)	0 (-)	3,841 (37.7)	1,282 (12.6)	2,537 (24.9)	22 (0.2)	1,604 (15.8)

(注) 3表(20-00-03)参照

12 退所者の退所事由別人員

令和2年における退所者(逃走及び施設間の移送を除く。)は5,265人で、前年(5,840人)に比べ575人(9.8%)減少している。これを男女別に見ると、男子が4,735人(構成比89.9%)、女子が530人(同10.1%)となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が1,860人と最も多く、次いで少年院送致が1,626人、試験観察が671人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区分	総数	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消	試験観察	鑑別のための少年鑑別所への収容の終了	仮収容の終了	その他
		保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致								
人員	5,265	1,860	79	1,626	34	111	52	484	671	29	36	283
男	4,735	1,676	70	1,489	30	102	44	433	595	23	26	247
女	530	184	9	137	4	9	8	51	76	6	10	36
(構成比)	(100.0)	(35.3)	(1.5)	(30.9)	(0.6)	(2.1)	(1.0)	(9.2)	(12.7)	(0.6)	(0.7)	(5.4)
前年の構成比	100.0	34.3	2.3	29.7	0.4	1.8	1.0	9.1	15.5	0.8	1.1	4.0

(注) 1表(20-00-01)参照

IV 少年院

1 収容状況

令和2年における全国の少年院の1日平均収容人員は1,616人で、前年(1,778人)に比べ162人(9.1%)減少している。男女別では、男子が1,475人(構成比91.3%)、女子が141人(同8.7%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成23年を100とした指数で見ると、令和2年は総数が51(男子51、女子43)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成23年	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	
人員	総数	3,191	3,211	3,054	2,803	2,633	2,462	2,187	2,012	1,778	1,616
	男	2,866	2,906	2,769	2,543	2,411	2,260	2,005	1,851	1,612	1,475
	女	326	305	286	260	221	202	183	160	165	141
指数	総数	100	101	96	88	83	77	69	63	56	51
	男	100	101	97	89	84	79	70	65	56	51
	女	100	94	88	80	68	62	56	49	51	43

(注) 少年院の統計表(以下記載を省略。)の1表(20-00-01)参照

2 新収容者の人員

令和2年における新収容者の人員は1,624人で、前年(1,727人)に比べ103人(6.0%)減少している。男女別では、男子が1,487人(構成比91.6%)、女子が137人(同8.4%)となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりであり、これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成23年を100とした指数で見ると、令和2年は、総数が47(男子が47、女子が42)となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区分	平成23年	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	
人員	総数	3,486	3,498	3,193	2,872	2,743	2,563	2,147	2,108	1,727	1,624
	男	3,157	3,206	2,915	2,653	2,538	2,369	1,999	1,933	1,594	1,487
	女	329	292	278	219	205	194	148	175	133	137
指数	総数	100	100	92	82	79	74	62	60	50	47
	男	100	102	92	84	80	75	63	61	50	47
	女	100	89	84	67	62	59	45	53	40	42

(注) 1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう(用語の解説参照)。

2 4表(20-00-04)参照

3 新収容者の年齢

令和2年における新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）は、第3表のとおりである。新収容者総数（1,624人）について年齢別構成比を見ると、19歳が30.3%と最も高く、次いで18歳が25.1%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は19歳（31.1%）、18歳（24.8%）、17歳（22.3%）の順であり、女子は18歳（27.7%）に次いで17歳（24.8%）、19歳（21.2%）となっている。

次に、矯正教育課程ごとに男女の年齢別構成比を見ると、SE・SA対象者では男子は年長少年（49.1%）、女子は中間少年（43.8%）が最も高く、SE・SA対象者以外においては、男子女子ともに年長少年（男子57.2%、女子51.2%）が高かった。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）

区分	総数	年少少年			中間少年			年長少年					
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人員													
総数	1,624	141	3	42	96	583	218	365	900	407	492	1	
男子	1,487	125	3	35	87	529	198	331	833	369	463	1	
女子	137	16	-	7	9	54	20	34	67	38	29	-	
構成比													
総数	100.0	8.7	0.2	2.6	5.9	35.9	13.4	22.5	55.4	25.1	30.3	0.1	
男子	100.0	8.4	0.2	2.4	5.9	35.6	13.3	22.3	56.0	24.8	31.1	0.1	
女子	100.0	11.7	-	5.1	6.6	39.4	14.6	24.8	48.9	27.7	21.2	-	
前年の構成比	100.0	10.7	0.6	3.0	7.0	36.0	14.2	21.8	53.3	23.0	30.2	0.1	
矯正教育課程													
SE・SA対象者	100.0	8.7	-	1.8	6.9	42.2	17.0	25.2	49.1	25.7	23.4	-	
男子	100.0	25.0	-	12.5	12.5	43.8	12.5	31.3	31.3	18.8	12.5	-	
女子	100.0	8.4	0.2	2.4	5.7	34.4	12.7	21.7	57.2	24.7	32.5	0.1	
SE・SA対象者以外	100.0	9.9	-	4.1	5.8	38.8	14.9	24.0	51.2	28.9	22.3	-	

- (注) 1 SE・SA対象者とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者である。
 2 SE・SA対象者以外とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）及び短期社会適応課程（SA）以外の対象者である。
 3 20表（20-00-20）参照

4 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程等

令和2年における新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、第1種が94.4%と最も高く、次いで第2種が3.1%、第3種が2.5%となっている。

矯正教育課程別構成比では、SE・SA対象者以外が85.6%を占めており、SE・SA対象者は14.4%である。

第4表 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比

矯正教育課程	種類	総数	第1種	第2種	第3種
総数	数	1,624	1,533	51	40
		(100.0)	(94.4)	(3.1)	(2.5)
SE・SA対象者		234	234	-	-
		(14.4)			
SE・SA対象者以外		1,390	1,299	51	40
		(85.6)			
前年の構成比		100.0	95.3	2.0	2.7

- (注) 1 () 内の数は、新収容者総数（1,624名）に対する構成比である。
 2 7表（20-00-7）参照

5 新収容者の非行名

令和2年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が79.9%、特別法犯が17.5%、ぐ犯が2.6%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、高いものから順に窃盗（26.2%）、傷害（19.1%）、強盗（7.9%）、詐欺（7.5%）となっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗（26.4%）、傷害（19.2%）、強盗（8.3%）、詐欺（7.4%）、女子は窃盗（24.8%）が最も高く、次いで傷害（18.2%）、覚醒剤取締法違反（12.4%）、ぐ犯（9.5%）となっている。

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,624	100.0 (100.0)	1,487	100.0	137	100.0
刑 法 犯	1,297	79.9 (81.1)	1,203	80.9	94	68.6
公 務 執 行 妨 害	7	0.4 (0.5)	5	0.3	2	1.5
放 火	10	0.6 (0.6)	8	0.5	2	1.5
住 居 侵 入	12	0.7 (0.8)	11	0.7	1	0.7
強制わいせつ・強制性交等	92	5.7 (4.6)	92	6.2	-	-
殺 人	18	1.1 (0.5)	16	1.1	2	1.5
傷 害	310	19.1 (20.7)	285	19.2	25	18.2
過 失 運 転 致 死 傷	34	2.1 (1.8)	31	2.1	3	2.2
窃 盗	426	26.2 (27.6)	392	26.4	34	24.8
強 盗	129	7.9 (4.1)	124	8.3	5	3.6
詐 欺	121	7.5 (10.8)	110	7.4	11	8.0
恐 喝	72	4.4 (5.0)	71	4.8	1	0.7
暴力行為等処罰に関する法律	11	0.7 (0.2)	10	0.7	1	0.7
そ の 他	55	3.4 (3.9)	48	3.2	7	5.1
特 別 法 犯	284	17.5 (15.9)	254	17.1	30	21.9
覚 醒 剤 取 締 法	41	2.5 (2.7)	24	1.6	17	12.4
道 路 交 通 法	88	5.4 (5.8)	88	5.9	-	-
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	2	0.1 (-)	1	0.1	1	0.7
そ の 他	153	9.4 (7.4)	141	9.5	12	8.8
ぐ 犯	43	2.6 (3.1)	30	2.0	13	9.5

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 4表(20-00-04)参照

6 新収容者の入院回数

令和2年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者（今回の入院を含めて入院2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が81.4%、再入者が18.6%となっている。

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

区分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人員	1,624	1,322	262	39	1
(構成比)	(100.0)	(81.4)	(16.1)	(2.4)	(0.1)
前年の構成比	100.0	82.6	15.1	2.1	0.1

(注) 21表(20-00-21)参照。なお、同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているため、今回の入院を除いた入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

7 新収容者の薬物等使用関係

令和2年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者(表中の「あり」)25.3%、使用していない者(同「なし」)74.3%となっている。さらに、使用していた者について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に大麻(18.9%)、覚醒剤(3.2%)、麻薬・あへん(2.2%)となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が25.1%であるのに対し、女子が27.7%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比の高い順に挙げると、男子は大麻(19.6%)、覚醒剤(2.4%)、麻薬・あへん(2.2%)の順となっている。これに対し、女子は覚醒剤が最も高く(12.4%)、次いで大麻(10.9%)、麻薬・あへん(2.2%)の順となっており、男子に比べ女子は覚醒剤が高率となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,624	100.0 (100.0)	1,487	100.0	137	100.0
あり	411	25.3 (18.8)	373	25.1	38	27.7
麻薬・あへん	36	2.2 (1.3)	33	2.2	3	2.2
大麻	307	18.9 (12.4)	292	19.6	15	10.9
覚醒剤	52	3.2 (3.2)	35	2.4	17	12.4
有機溶剤	4	0.2 (0.3)	3	0.2	1	0.7
指定薬物	1	0.1 (-)	1	0.1	-	-
その他の	11	0.7 (1.5)	9	0.6	2	1.5
なし	1,206	74.3 (80.9)	1,107	74.4	99	72.3
不詳	7	0.4 (0.2)	7	0.5	-	-

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 10表(20-00-10)参照

8 新収容者の共犯関係

令和2年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者46.1%、共犯関係がない者47.7%となっている。また、共犯関係がある者の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間(32.1%)、不良集団(7.6%)、学校仲間(1.4%)となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が48.0%、女子が24.8%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間(男子33.6%、女子16.1%)が最も高く、次いで男子が不良集団(8.1%)、学校仲間(1.5%)、女子は不良集団(2.9%)、行きずり(2.2%)となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	1,624	100.0	(100.0)	1,487	100.0	137	100.0
あ	り	748	46.1	(44.4)	714	48.0	34	24.8
	学 校 仲 間	22	1.4	(1.7)	22	1.5	-	-
	遊 び 仲 間	521	32.1	(31.0)	499	33.6	22	16.1
	職 場 仲 間	17	1.0	(1.7)	17	1.1	-	-
	施 設 仲 間	4	0.2	(0.3)	4	0.3	-	-
	親 族	4	0.2	(0.3)	3	0.2	1	0.7
	行 き ず り	13	0.8	(0.6)	10	0.7	3	2.2
	不 良 集 団	124	7.6	(6.5)	120	8.1	4	2.9
	そ の 他	43	2.6	(2.2)	39	2.6	4	2.9
な	し	775	47.7	(47.8)	682	45.9	93	67.9
不	詳	101	6.2	(7.8)	91	6.1	10	7.3

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表(20-00-17)参照

9 新収容者の非行時の身上

令和2年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者56.5%、該当のない者43.5%となっている。また、該当のある者について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が35.0%と最も高く、次いで2号観察中が15.9%、試験観察中が4.9%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は総数同様、該当のある者(57.2%)が該当のない者(42.8%)を上回っているが、女子は該当のない者(51.1%)が該当のある者(48.9%)を上回っている。

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	1,624	100.0	(100.0)	1,487	100.0	137	100.0
該	当	918	56.5	(54.5)	851	57.2	67	48.9
	あ							
	1 号 観 察 中	569	35.0	(34.7)	534	35.9	35	25.5
	2 号 観 察 中	259	15.9	(14.4)	244	16.4	15	10.9
	試 験 観 察 中	10	0.6	(1.4)	7	0.5	3	2.2
	補 導 委 託							
	在 宅	70	4.3	(3.6)	60	4.0	10	7.3
	刑 執 行 猶 予 中	-	-	(-)	-	-	-	-
	施 設 在 所 中	10	0.6	(0.3)	6	0.4	4	2.9
該	当	706	43.5	(45.5)	636	42.8	70	51.1
不	詳	-	-	(-)	-	-	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 12表(20-00-12)参照

10 新収容者の非行時の職業

令和2年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の45.2%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が28.4%、学生・生徒が25.9%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設・採掘が31.2%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が3.0%となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送 ・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その 他の 職業	無職者		不詳
				調理 関係	接客 関係	その他							学生 ・ 生徒	その他	
総 数 (構 成 比)	1624 (100.0)	3 (0.2)	14 (0.9)	16 (1.0)	49 (3.0)	23 (1.4)	8 (0.5)	4 (0.2)	38 (2.3)	507 (31.2)	31 (1.9)	41 (2.5)	420 (25.9)	461 (28.4)	9 (0.6)
前年の構成比	100.0	0.2	0.8	1.1	6.1	1.6	0.3	0.4	2.1	28.8	2.0	2.6	24.8	29.1	-

(注) 26表 (20-00-26) 参照

11 新収容者の教育程度

令和2年における新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く43.6%、次いで中学校卒業が20.7%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は6.3%、高等学校在学中の者の占める割合は19.1%となっている。

次に、矯正教育課程ごとに教育程度別の構成比を見ると、最終学歴が中学校である者の割合は、SE・SA対象者以外の者がSE・SA対象者より高く（SE・SA対象者23.1%、SE・SA対象者以外27.7%）、最終学歴が高等学校である者の割合はSE・SA対象者がSE・SA対象者以外の者より高くなっている（SE・SA対象者72.2%、SE・SA対象者以外68.8%）。

第11表 新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比

教育程度 矯正教育課程	総数	中学校					高等 学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳			
総数	100.0 (1,624)	27.0 (439)	6.3 (102)	20.7 (336)	0.1 (1)	- (-)	69.3 (1,125)	19.1 (310)	43.6 (708)	6.5 (106)	0.1 (1)	3.7 (60)
男	100.0	27.4	6.0	21.3	0.1	-	69.0	19.2	43.1	6.6	0.1	3.6
女	100.0	23.4	9.5	13.9	-	-	72.3	17.5	48.9	5.8	-	4.4
前年の構成比	100.0	31.6	7.0	24.4	0.2	-	64.9	18.0	40.1	6.7	-	3.6
SE・SA対象者	100.0	23.1	6.8	16.2	-	-	72.2	22.6	41.5	7.7	0.4	4.7
SE・SA対象者以外	100.0	27.7	6.2	21.4	0.1	-	68.8	18.5	44.0	6.3	-	3.5

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 24表 (20-00-24) 参照

12 新収容者の不良集団関係

令和2年における新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者45.0%、関係のない者53.1%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が32.3%と最も高く、次いで暴走族が5.3%、不良生徒・学生集団が4.7%となっている。

次に、矯正教育課程別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、SE・SA対象者が47.9%、SE・SA対象者以外が44.5%となっている。

なお、保護者別の実数については、総数1,624人中、実父母529人、実父161人、実母635人、実父義母31人、義父実母195人、養父（母）25人、その他42人、なし6人となっている。

第12表 新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比

矯正教育課程・保護者		不良集団					なし	不詳	
		総数	あり	不良生徒・学生集団	地域不良集団	暴走族			暴力団
矯正教育課程	総数	100.0 (1,624)	45.0 (730)	4.7 (77)	32.3 (525)	5.3 (86)	2.6 (42)	53.1 (862)	2.0 (32)
	SE・SA対象者	100.0	47.9	6.4	37.2	3.4	0.9	51.3	0.9
	SE・SA対象者以外	100.0	44.5	4.5	31.5	5.6	2.9	53.4	2.2
前年の構成比		100.0	40.4	5.6	28.4	3.9	2.4	58.2	1.4
保護者	実父母	100.0	41.6	4.5	30.8	4.7	1.5	56.5	1.9
	実父	100.0	43.5	5.6	24.8	6.8	6.2	54.0	2.5
	実母	100.0	47.4	5.7	33.9	5.4	2.5	50.1	2.5
	実父義母	100.0	41.9	-	41.9	-	-	58.1	-
	義父実母	100.0	46.2	3.1	32.8	7.7	2.6	53.3	0.5
	養父（母）	100.0	44.0	4.0	36.0	-	4.0	52.0	4.0
	その他	100.0	52.4	2.4	45.2	2.4	2.4	47.6	-
	なし	100.0	50.0	-	33.3	-	16.7	50.0	-
不詳	

- (注) 1 () 内の数は、実人員である。
 2 27表 (20-00-27) 及び31表 (20-00-31) 参照
 3 令和2年は保護者不詳の該当者がなかった。

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

令和2年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分の有無について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者73.3%、ない者26.7%となっている。また、前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると、保護観察が39.5%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が18.4%、少年院送致が12.8%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は91.4%に当たる1,089人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が26.4%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が19.3%、1年を超え1年6月以内が16.2%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

区分	総数	あり	保護処分				知事・児童相談所 長送致	検察官 送致	審判不 開始・ 不処分	刑の執 行・執 行猶予 等	なし	不詳	
			保 護 観 察	児童自立 支援施設・ 児童養護 施設送致	少年院 送 致								
人員 {	総数	1,624	1,191	642	21	208	5	16	299	-	433	-	
	男	1,487	1,123	606	20	193	3	15	286	-	364	-	
	女	137	68	36	1	15	2	1	13	-	69	-	
構成比 {	総数	100.0	73.3	39.5	1.3	12.8	0.3	1.0	18.4	-	26.7	-	
	男	100.0	75.5	40.8	1.3	13.0	0.2	1.0	19.2	-	24.5	-	
	女	100.0	49.6	26.3	0.7	10.9	1.5	0.7	9.5	-	50.4	-	
前年の構成比		100.0	74.1	39.7	1.4	12.2	0.3	0.8	19.8	-	25.9	-	
処分あり	<100.0>	1,191	642	21	208	5	16	299	-				
		(100.0)	(53.9)	(1.8)	(17.5)	(0.4)	(1.3)	(25.1)	(-)				
前回処分後の非行	<91.4> [100.0]	1,089	590	19	205	5	8	262	-				
1月以内	[6.6]	72	47	-	5	1	4	15	-				
3月以内	[15.1]	164	95	4	36	-	-	29	-				
6月以内	[19.3]	210	122	1	38	2	1	46	-				
1年以内	[26.4]	287	152	4	64	-	1	66	-				
1年6月以内	[16.2]	176	93	2	38	1	1	41	-				
2年以内	[7.8]	85	36	4	10	-	1	34	-				
2年を超える	[8.7]	95	45	4	14	1	-	31	-				
前回処分前の非行	<8.4>	100	52	-	3	-	8	37	-				
施設在所中の非行	<0.2>	2	-	2	-	-	-	-	-				
不詳	<->	-	-	-	-	-	-	-	-				

(注) 1 ()内の数は、前回処分ありの者について前処分別の構成比、< >内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 14表 (20-00-14)参照

14 新収容者の非行名別矯正教育課程等

令和2年における新収容者の非行名別矯正教育課程の人員は、第14表のとおりである。矯正教育課程別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、社会適応課程（A）が866人、支援教育課程（N）が433人、短期義務教育課程及び短期社会適応課程（S）が234人となっている。

これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、社会適応課程は窃盗（213人）、傷害（166人）、強盗（90人）、支援教育課程は窃盗（124人）、傷害（63人）、強制わいせつ・強制性交等（48人）、短期義務教育課程及び短期社会適応課程は窃盗（63人）、傷害（55人）、道路交通法（32人）の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別矯正教育課程の人員

非 行 名	総数	S	S以外				
			E	A	N	D	
総 数	1,624 (100.0)	234 (14.4)	1,390 (85.6)	51 (3.1)	866 (53.3)	433 (26.7)	40 (2.5)
刑 法 犯	1,297	177	1,120	48	696	344	32
公務執行妨害	7	2	5	-	1	4	-
放火	10	1	9	-	3	3	3
住居侵入	12	2	10	3	4	3	-
強制わいせつ・強制性交等	92	8	84	5	30	48	1
殺人	18	-	18	-	8	7	3
傷害	310	55	255	19	166	63	7
過失運転致死傷	34	2	32	-	20	11	1
窃盗	426	63	363	17	213	124	9
強盗	129	12	117	2	90	22	3
詐欺	121	14	107	-	77	27	3
恐喝	72	7	65	-	52	13	-
暴力行為等処罰に関する法律	11	1	10	-	4	6	-
その他の	55	10	45	2	28	13	2
特 別 法 犯	284	54	230	1	158	64	7
覚醒剤取締法	41	3	38	-	25	10	3
道路交通法	88	32	56	1	40	14	1
毒物及び劇物取締法	2	-	2	-	1	1	-
その他の	153	19	134	-	92	39	3
ぐ 犯	43	3	40	2	12	25	1
前年の構成比	100.0	17.0	83.0	3.6	54.4	22.2	2.7

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照

3 ()内の数は、新収容者総数に対する矯正教育課程ごとの構成比である。

4 12表 (20-00-12)参照

15 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等

令和2年における新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員は、第15表のとおりである。再入者302人（構成比18.6%）の構成比を見ると、前回少年院を少年院法（平成26年法律第58号）施行後の平成27年6月以降に出院した者は302人（構成比18.6%）であり、平成27年5月以前に出院した者はいない。

処遇課程・矯正教育課程等と今回の矯正教育課程を見ると、前回処遇課程・矯正教育課程等で最も多い社会適応課程（A）の者（150人）の今回の矯正教育課程は、前回の矯正教育課程と同じく社会適応課程（A）の139人が最多である。次に多い支援教育課程（N）の者（78人）の今回矯正教育課程についても支援教育課程（N）の39人が最多となっている。

第15表 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員

前回処遇課程・ 矯正教育課程等	総数	処遇課程										矯正教育課程					なし	
		S	O	G	V	E	H	P	M	SE, SA 対象者	E	A	N	D				
今回矯正教育課程																		
総数	1,624	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	302	53	18	150	78	3	1,322
	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(18.6)	(3.3)	(1.1)	(9.2)	(4.8)	(0.2)	(81.4)
SE, SA対象者	234	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	234
E	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	50
A	866	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	238	47	15	139	36	1	628
N	433	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55	5	3	8	39	-	378
D	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	3	3	2	32

- (注) 1 処遇課程等及び矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」及び「少年院の矯正教育課程区分表」参照
 2 ()内の数は、新収容者総数（1,624名）に対する構成比である。
 3 30表（20-00-30）参照

16 出院者の人員

令和2年における出院者の人員は1,698人で、前年に比べ367人（17.8%）減少している。これを男女別に見ると、男子が1,551人（構成比91.3%）、女子が147人（同8.7%）となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が6人（構成比0.4%）、仮退院が1,692人（同99.6%）となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区 分	平成23年	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	
人員	総数	3,625	3,440	3,437	3,126	2,879	2,750	2,475	2,156	2,065	1,698
	男	3,289	3,142	3,124	2,856	2,646	2,544	2,282	2,006	1,901	1,551
	女	336	298	313	270	233	206	193	150	164	147
人員	退院	24	19	9	4	8	7	6	10	12	6
	仮退院	3,601	3,421	3,428	3,122	2,871	2,743	2,469	2,146	2,053	1,692
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	0.7	0.6	0.3	0.1	0.3	0.3	0.2	0.5	0.6	0.4
	仮退院	99.3	99.4	99.7	99.9	99.7	99.7	99.8	99.5	99.4	99.6

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう（用語の解説参照）。

2 1表（20-00-01）参照

17 仮退院者の在院期間

令和2年における仮退院者のうち、SE・SA対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、141～161日が52.5%と最も高く、次いで120～140日が42.7%、162～182日が2.7%の順となっている。

第17表 仮退院者（SE・SA対象者）の在院期間別人員及び構成比

区分	在院期間	総数	56日 以下	57～ 77日	78～ 98日	99～ 119日	120～ 140日	141～ 161日	162～ 182日	183日 以上
	人員		255	-	1	1	-	109	134	7
構成比		100.0	-	0.4	0.4	-	42.7	52.5	2.7	1.2
		(100.0)	(-)	(-)	(0.3)	(0.3)	(33.0)	(55.3)	(10.2)	(0.9)

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 37表（20-00-37）参照

次に、SE・SA対象者以外の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が55.9%と最も高く、次いで361～450日が31.8%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（SE・SA対象者以外）の在院期間別人員及び構成比

在院期間 区分	総数	180日 以下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以上
人 員	1,437	-	3	803	457	87	32	20	35
構成比 (前年の構成比)	100.0 (100.0)	- (-)	0.2 (0.2)	55.9 (54.6)	31.8 (32.7)	6.1 (7.2)	2.2 (2.5)	1.4 (0.9)	2.4 (1.8)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 36表 (20-00-36)参照

18 出院者の職業指導

令和2年における出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業指導を受けた者は出院者の98.0%に当たる1,664人である。

次に、職業指導を受けた者について、その内訳を見ると、職業生活設計指導が37.9%と最も多く、次いで農園芸が17.0%、陶芸が11.4%の順となっている。

第19表 出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比

種 目	人員	構成比
総 数	1,698	100.0 (100.0)
木 工	147	8.7 (6.7)
陶 芸	193	11.4 (9.4)
農 園 芸	288	17.0 (18.1)
溶 接	106	6.2 (7.8)
職業生活設計指導	644	37.9 (38.7)
自動車整備	1	0.1 (0.4)
情報処理	124	7.3 (7.8)
電気工事	8	0.5 (0.7)
土木・建築	31	1.8 (2.4)
手 芸	27	1.6 (1.5)
伝統工芸	22	1.3 (1.2)
給排水設備	3	0.2 (0.7)
介護福祉	5	0.3 (0.5)
そ の 他	65	3.8 (2.6)
な し	34	2.0 (1.5)

(注) 1 職業指導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 40表 (20-00-40) 参照

3 ()内の数は、前年の構成比である。

19 出院者の資格・免許

令和2年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の57.7%に当たる980人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に情報・通信技術、OA機器操作関連資格（12.6%）、同じ構成比で溶接技能者（9.7%）、危険物取扱者（9.7%）となっている。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者の構成比を男女別に見ると、男子は溶接技能者（10.6%）が最も高く、女子は情報・通信技術、OA機器操作関連資格（44.9%）が最も高くなっている。

次に、職業指導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の37.9%に当たる643人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に珠算検定（9.7%）、高卒認定試験（一部科目合格）（6.9%）、高卒認定試験（認定試験合格）（6.8%）となっており、男女別に見ると、男子は高卒認定試験（認定試験合格）（7.1%）が最も高く、女子は珠算検定（女子44.9%）が最も高くなっており、次いで男子が高卒認定試験（一部科目合格）（6.4%）、珠算検定（6.3%）、女子は高卒認定試験（一部科目合格）（12.2%）、高卒認定試験（認定試験合格）（3.4%）となっている。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業指導に関連のあるもの						職業指導に関連のないもの					
	総数	構成比	男	構成比	女	構成比	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,698	100.0	1,551	100.0	147	100.0	1,698	100.0	1,551	100.0	147	100.0
溶 接 技 能 者	164	9.7	164	10.6	-	-	-	-	-	-	-	-
珠 算 検 定	-	-	-	-	-	-	164	9.7	98	6.3	66	44.9
自 動 車 整 備 士	1	0.1	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
情報・通信技術、OA機器操作関連資格	214	12.6	148	9.5	66	44.9	-	-	-	-	-	-
電 気 工 事 士	1	0.1	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
危 険 物 取 扱 者	164	9.7	154	9.9	10	6.8	7	0.4	7	0.5	-	-
大型特殊自動車運転免許	32	1.9	28	1.8	4	2.7	-	-	-	-	-	-
販売・サービス関係資格	5	0.3	1	0.1	4	2.7	-	-	-	-	-	-
事務関係資格	3	0.2	-	-	3	2.0	-	-	-	-	-	-
消 防 設 備 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護職員初任者研修修了	25	1.5	14	0.9	11	7.5	-	-	-	-	-	-
電 気 主 任 技 術 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液化石油ガス設備士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配 管 技 能 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
造 園 技 能 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 築 大 工 技 能 士	2	0.1	2	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
中学校卒業程度認定試験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高卒認定試験（一部科目合格）	-	-	-	-	-	-	117	6.9	99	6.4	18	12.2
高卒認定試験（認定試験合格）	-	-	-	-	-	-	115	6.8	110	7.1	5	3.4
そ の 他	369	21.7	368	23.7	1	0.7	240	14.1	215	13.9	25	17.0
な し	718	42.3	670	43.2	48	32.7	1,055	62.1	1,022	65.9	33	22.4

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。

2 42表（20-00-42）及び43表（20-00-43）参照